

報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3） 記載の手引

（令和4年改正）

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第1号 法第72条の2第1項第3号 第4号 に掲げる事業 </div>	事業の区分に応じて、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業分を含めないで記載してください。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。
3 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	<ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法人の事務所等ごとに、各欄に記載してください。ただし、事務所等ごとの記載が困難である場合等には、法人の実態に即した区分によって記載して差し支えありません。 (2) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (3) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (4) 「所在地」は、区市町村単位までの記載で差し支えありません。 (5) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載してください。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る給与等の額を含めて記載してください。 (6) 明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。また、明細が多岐にわたる等、別紙の添付が困難である場合には、「備考」の欄に別途明細を保存している旨を記載し、申告書提出時の添付を省略して差し支えありません。
4 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載してください。 ※ 通算子法人の仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載してください。
5 「給与の額」	当該事業年度において役員又は使用人に対する 報酬、給料、賃金、賞与、退職手当 その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）を記載してください。
6 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算又は減算すべきもの（出向者に係る給与負担金、過大な役員報酬などの税務否認金額等）がある場合に記載してください。 ※ 「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載してください。

欄	記 載 の し か た
7 「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄（1から17まで）	<p>当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 1から10までの欄 地方税法施行令第20条の2の3第1項各号に定める金額 （公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）附則第4条第2項の規定による改正前の第6号の金額を含みます。）</p> <p>(2) 11から17までの欄 法人税法施行令附則第16条（適格退職年金契約の要件等）第1項第9号イからトまでに定める金額</p> <p>※ 派遣労働者等に係る金額は含めないで記載してください。 ※ 1から10までの各欄の金額に11から17までの各欄の金額が含まれている場合には、11から17までの各欄に記載してください。 ※ 7の欄の金額は、8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額を記載しますが、この計算の順序によらず、直接金額を記載して差し支えありません。 なお、いずれの記載方法においても、7の欄の金額に事務費掛金・福祉施設掛金等は含めないで記載してください。</p>
8 「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	<p>第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載してください。</p>
9 「⑦×75/100 ⑧」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>
10 「⑨－(⑩×75/100) ⑪」	<p>(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載してください。 (2) 当該控除して得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>